は第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、卸売一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業（指定視力補正用レンズのみの販売業又は賃貸業を除く。）、指定視力補正用レンズのみの販売業若しくは賃貸業、特定管理医療機器の販売業若しくは賃貸業（補聴器又は家庭用電気治療器以外の特定管理医療機器を販売又は賃貸する場合に限る。）、補聴器若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは賃貸業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しくは賃貸業、管理医療機器（指定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは賃貸業又は医療機器の修理業の別を記載すること。

なお、様式第114による届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第１項の規定による届書の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。

4　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本１通及び副本２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。

5　管理医療機器の販売業又は賃貸業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は賃貸業の届出を行つた年月日を記載すること。

6　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。

7　管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第１項から第４項までのいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第162条第１項各号又は第２項各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第175条第１項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。

8　業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第５条第３号イからハまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。

9　認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。